○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の検査等の実施に関する規則（平成十五年経済産業省令第百十二号）（第十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（検査事務及び溶接検査を実施する者） 第二条　独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「機構」という。）が行う法第十六条の三第三項（法第四十三条の三の十一第三項、第四十三条の九第三項、第四十六条第三項及び第五十一条の八第三項において準用する場合を含む。）、法第十六条の五第三項（法第四十三条の三の十五第二項、第四十三条の十一第三項、第四十六条の二の二第三項及び第五十一条の十第三項において準用する場合を含む。）及び法第四十三条の三の十二第六項に規定する検査に関する事務の一部（以下「検査事務」という。）及び法第六十一条の二十四に規定する検査（以下「溶接検査」という。）を実施する者は、機構の職員であって、次の各号の法第六十六条の主務省令で定める資格のいずれかに該当し、かつ、機構の理事長が選任した者（以下「原子力施設検査員」という。）とする。 一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。次条第一号及び第二号、第三条の二第一号、第三条の三第一号並びに第五条第一号において同じ。）において、理学若しくは工	（検査事務及び溶接検査を実施する者） 第二条　独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「機構」という。）が行う法第十六条の三第三項（法第二十八条第三項、第四十三条の九第三項、第四十六条第三項及び第五十一条の八第三項において準用する場合を含む。）及び法第十六条の五第三項（法第二十九条第三項、第四十三条の十一第三項、第四十六条の二の二第三項及び第五十一条の十第三項において準用する場合を含む。）に規定する検査に関する事務の一部（以下「検査事務」という。）及び法第六十一条の二十四に規定する検査（以下「溶接検査」という。）を実施する者は、機構の職員であって、次の各号の法第六十六条の主務省令で定める資格のいずれかに該当し、かつ、機構の理事長が選任した者（以下「原子力施設検査員」という。）とする。 一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。次条第一号及び第二号並びに第五条第一号において同じ。）において、理学若しくは工学に関する学科を修めて卒業した者又は

学に関する学科を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者であって、原子力施設（製錬施設を除く。以下同じ。）の保安その他の保安に関する行政事務（以下「保安行政事務」という。）に通算して二年以上従事した経験又は原子力施設に係る設計、建築、補修、検査、品質保証若しくは運転に関する事務（以下「保安事務」という。）に三年以上従事した経験を有し、かつ、原子力規制委員会が定める研修を修了したもの

二～四　（略）

五　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第百四条第二項及び第三項の電気工作物検査官の職にあった者又は旧電気工作物検査員（原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う経済産業省令・原子力規制委員会規則の整理等に関する命令（平成二十五年経済産業省・原子力規制委員会命令第一号）第三条の規定による廃止前の電気事業法の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の検査等の実施に関する省令（平成十五年経済産業省令第百十一号）第二条に規定する電気工作物検査員をいう。以下同じ。）の経験を有する者であって、原子力規制委員会が定める研修を修了したもの

六　（略）

これと同等以上の学力を有すると認められる者であって、加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設及び使用施設等（以下「原子力施設」という。）の保安その他の保安に関する行政事務（以下「保安行政事務」という。）に通算して二年以上従事した経験又は原子力施設に係る設計、建築、補修、検査、品質保証若しくは運転に関する事務（以下「保安事務」という。）に三年以上従事した経験を有し、かつ、原子力規制委員会が定める研修を修了したもの

二～四　（略）

五　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第百四条第二項及び第三項の電気工作物検査官の職にあった者又は電気工作物検査員（電気事業法の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の検査等の実施に関する省令（平成十五年経済産業省令第百十一号。以下「検査省令」という。）第三条に規定する者をいう。以下同じ。）の経験を有する者であって、原子力規制委員会が定める研修を修了したもの

（溶接検査を実施する者）

第三条　（略）

一～五　（略）

六　電気事業法第百四条第二項及び第三項の電気工作物検査官の職にあった者又は旧電気工作物検査員の経験を有する者

七～九　（略）

（溶接安全管理審査を実施する者）

第三条の二　機構が行う溶接安全管理審査を実施する者は、機構の職員であって、次の各号の法第六十六条の主務省令で定める資格のいずれかに該当し、かつ、機構の理事長が選任した者（以下「溶接安全管理審査員」という。）とする。

一　学校教育法による大学において、理学若しくは工学に関する学科を修めて卒業した者又はこれと同等の学力を有すると認められる者であって、発電用原子炉施設の保安その他の保安に関する行政事務又は発電用原子炉施設に係る設計、建築、補修、検査、品質保証若しくは運転に関する事務に通算して二年以上従事した経験を有し、かつ、原子力規制委員会が定める研修を修了したもの

六　（略）

（溶接検査を実施する者）

第三条　（略）

一～五　（略）

六　電気事業法第百四条第二項及び第三項の電気工作物検査官の職にあった者又は電気工作物検査員の経験を有する者

七～九　（略）

（新設）

二　学校教育法による短期大学又は高等専門学校において、理学若しくは工学に関する学科を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者であって、発電用原子炉施設の保安その他の保安に関する行政事務又は発電用原子炉施設に係る設計、建築、補修、検査、品質保証若しくは運転に関する事務に通算して四年以上従事した経験を有し、かつ、原子力規制委員会が定める研修を修了したもの

三　原子力施設検査官の職にあった者又は原子力施設検査員の経験を有する者であって、原子力規制委員会が定める研修を修了したもの

四　電気事業法第百四条第二項及び第三項の電気工作物検査官の職にあった者又は旧電気工作物検査員の経験を有する者であって、原子力規制委員会が定める研修を修了したもの

五　発電用原子炉施設の保安その他の保安に関する行政事務又は発電用原子炉施設に係る設計、建築、補修、検査、品質保証若しくは運転に関する事務に通算して六年以上従事した経験を有し、かつ、原子力規制委員会が定める研修を修了した者

六　前各号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると原子力規制委員会が認める者

（定期安全管理審査を実施する者）

第三条の三　機構が行う定期安全管理審査を実施する者は、機構の職員であって、次の各号の法第六十六条の主務省令で定める資格のいずれかに該当し、かつ、機構の理事長が選任した者（以下「定期安全管理審査員」という。）とする。

一　学校教育法による大学において、理学若しくは工学に関する学科を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者であって、発電用原子炉施設の保安その他の保安に関する行政事務又は発電用原子炉施設に係る設計、建築、補修、検査、品質保証若しくは運転に関する事務に通算して二年以上従事した経験を有し、かつ、原子力規制委員会が定める研修を修了したもの

二　学校教育法による短期大学又は高等専門学校において、理学若しくは工学に関する学科を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者であって、発電用原子炉施設の保安その他の保安に関する行政事務又は発電用原子炉施設に係る設計、建築、補修、検査、品質保証若しくは運転に関する事務に通算して四年以上従事した経験を有し、かつ、原子力規制委員会が定める研修を修了したもの

三　原子力施設検査官の職にあった者又は原子力施設検査員の経験を有する者であって、原子力規制委員会が定める研修を修了したもの

（新設）

四　電気事業法第百四条第二項及び第三項の電気工作物検査官の職にあった者又は旧電気工作物検査員の経験を有する者であって、原子力規制委員会が定める研修を修了したもの

五　発電用原子炉施設の保安その他の保安に関する行政事務又は発電用原子炉施設に係る設計、建築、補修、検査、品質保証若しくは運転に関する事務に通算して六年以上従事した経験を有し、かつ、原子力規制委員会が定める研修を修了した者

六　前各号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると原子力規制委員会が認める者

（廃棄物埋設施設確認事務を実施する者）

第四条　（略）

一～四　（略）

五　電気事業法第百四条第二項及び第三項の電気工作物検査官の職にあった者又は旧電気工作物検査員の経験を有する者

六～九　（略）

（放射能濃度確認を実施する者）

第四条の二　（略）

一～三　（略）

四　電気事業法第百四条第二項及び第三項の電気工作物検査官の職にあった者又は旧電気工作物検査員の

（廃棄物埋設施設確認事務を実施する者）

第四条　（略）

一～四　（略）

五　電気事業法第百四条第二項及び第三項の電気工作物検査官の職にあった者又は電気工作物検査員の経験を有する者

六～九　（略）

（放射能濃度確認を実施する者）

第四条の二　（略）

一～三　（略）

四　電気事業法第百四条第二項及び第三項の電気工作物検査官の職にあった者又は電気工作物検査員の経

経験を有する者	験を有する者
五～七　（略）	五～七　（略）
（廃棄確認を実施する者）	（廃棄確認を実施する者）
第五条　（略）	第五条　（略）
一～三　（略）	一～三　（略）
四　電気事業法第百四条第二項及び第三項の電気工作物検査官の職にあった者又は旧電気工作物検査員の経験を有する者	四　電気事業法第百四条第二項及び第三項の電気工作物検査官の職にあった者又は電気工作物検査員の経験を有する者
五～八　（略）	五～八　（略）
（運搬物確認を実施する者）	（運搬物確認を実施する者）
第六条　（略）	第六条　（略）
一～三　（略）	一～三　（略）
四　電気事業法第百四条第二項及び第三項の電気工作物検査官の職にあった者又は旧電気工作物検査員の経験を有する者	四　電気事業法第百四条第二項及び第三項の電気工作物検査官の職にあった者又は電気工作物検査員の経験を有する者
五～九　（略）	五～九　（略）
（事務規程で定めるべき事項）	（事務規程で定めるべき事項）
第七条　（略）	第七条　（略）
2　（略）	2　（略）
3　法第六十五条第三項の主務省令で定める溶接安全管理審査及び法第四十三条の三の十三第五項に規定する結果の通知について、事務規程で定めるべき事項は、	（新設）

次に掲げるものとする。

一　事業所の名称及びその事業所が溶接安全管理審査の業務を行う区域

二　溶接安全管理審査の業務を行う時間及び休日に関する事項

三　手数料の収納の方法に関する事項

四　溶接安全管理審査員の職務に関する事項

五　溶接安全管理審査員の選任及び解任並びにその配置に関する事項

六　溶接安全管理審査の実施の方法に関する事項

七　溶接安全管理審査に関する帳簿及び書類の保存に関する事項

八　原子力規制委員会に対する溶接安全管理審査の結果の通知に関する事項

九　その他溶接安全管理審査の業務の実施に関し必要な事項

4　第三項各号の規程は、法第六十五第三項の主務省令で定める事務規程で定めるべき事項について準用する。この場合において、これらの規定中「溶接安全管理審査」とあるのは「定期安全管理審査」と、「溶接安全管理審査員」とあるのは「定期安全管理審査員」と、「第四十三条の三の十三第五項」とあるのは「法第四十三条の三の十六第六項において準用する法第四十三条の三の十三第五項」と読み替えるものとする。

5～8　（略）

（新設）

3～6　（略）

別記様式（裏面）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第 68 条　原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第 64 条第３項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。）に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第 59 条第６項の規定）の施行に必要な限度において、その職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に、原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。）の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

２　原子力規制委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第 16 条の４第１項、第 28 条の２第１項、第 43 条の３の 13 第１項、第 43 条の 10 第１項、第 46 条の２第１項、第 51 条の９第１項若しくは第 55 条の３第１項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

３　（略）

４　原子力規制委員会は、第１項の規定による立入検査のほか、第 62 条第１項の規

別記様式（裏面）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第 68 条　原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第 64 条第３項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。）に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第 59 条第６項の規定）の施行に必要な限度において、その職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に、原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。）の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

２　原子力規制委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第 16 条の４第１項、第 28 条の２第１項、第 43 条の 10 第１項、第 46 条の２第１項、第 51 条の９第１項若しくは第 55 条の３第１項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

３　原子力規制委員会は、第１項の規定による立入検査のほか、第 62 条第１項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その

定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

５～７　（略）

８　原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第 65 条第１項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、必要があると認めるときは、機構に、第１項から第４項まで（国土交通大臣にあつては、第１項）の規定による立入検査、質問又は収去（以下「立入検査等」という。）を行わせることができる。

９・10　（略）

11　第８項の規定により機構の職員が立入検査等を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

12　第１項から第６項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第 78 条　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十　第 68 条第１項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。）の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第 80 条　次の各号のいずれかに該当する者は、 100 万円以下の罰金に処する。

十一　第 68 条第１項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５

他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

４～６　（略）

７　原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第 65 条第１項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、必要があると認めるときは、機構に、第１項から第３項まで（国土交通大臣にあつては、第１項）の規定による立入検査、質問又は収去（以下「立入検査等」という。）を行わせることができる。

８・９　（略）

10　第７項の規定により機構の職員が立入検査等を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

11　第１項から第５項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第 78 条　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十　第 68 条第１項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。）の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第 80 条　次の各号のいずれかに該当する者は、 100 万円以下の罰金に処する。

十一　第 68 条第１項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５

項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。）、第２項から第５項まで又は第 13 項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第 81 条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

二　第 78 条第１号、第２号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第３号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第４号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第６号、第７号、第８号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第８号の２（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 10 号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第 11 号、第 12 号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第 13 号の３から第 13 号の７まで、第 14 号、第 15 号、第 17 号、第 18 号、第 20 号、第 21 号、第 26 号の２（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 27 号の２から第 27 号の４まで、第 28 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 29 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）又は第 30 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）１億円以下の罰金刑

三　第 77 条（第１号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第 78 条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第 79 条又は第 80 条　各本条の罰金刑

項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。）、第２項から第 ~~4~~ 項まで又は第 12 項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第 81 条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

二　第 78 条第１号、第２号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第３号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第４号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第６号、第７号、第８号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第８号の２（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 10 号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第 11 号、第 12 号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）第 14 号、第 15 号、第 17 号、第 18 号、第 20 号、第 21 号、第 26 号の２（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 27 号の２から第 27 号の４まで、第 28 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 29 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）又は第 30 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）１億円以下の罰金刑

三　第 77 条（第１号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第 78 条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第 79 条又は第 80 条　各本条の罰金刑

○試験研究の用に供する原子炉等に係る独立行政法人原子力安全基盤機構の確認等に関する規則

（平成十五年文部科学省令第四十五号）（第十八条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（適用範囲） 第一条　この省令は、特定試験研究用等原子炉（試験研究の用に供する試験研究用等原子炉（船舶に設置するものを除く。）及び船舶に設置する軽水減速加圧軽水冷却型原子炉（減速材及冷却材として加圧軽水を使用する原子炉であつて蒸気発生器が構造上原子炉圧力容器の外部にあるものをいう。）であつて研究開発段階にある試験研究用等原子炉をいう。）を設置した者（当該試験研究用等原子炉に係る旧試験研究用等原子炉設置者等を含む。以下「試験研究炉等設置者等」という。）又は使用者（旧使用者等を含む。以下この条において同じ。）に係る次の各号に掲げる確認等について適用する。 一　（略） 二　法六十一条の二十四に規定するに規定する法第二十八条の二第一項若しくは第四項又は法第五十五条の三第一項の検査（旧試験研究用等原子炉設置者等及び旧使用者等に係るものを除く。以下「溶接検査	（適用範囲） 第一条　この省令は、試験研究用等原子炉（試験研究の用に供する原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第一条第一号又は第二号に該当するもの及び船舶に設置するものを除く。）及び船舶に設置する軽水減速加圧軽水冷却型原子炉（減速材及び冷却材として加圧軽水を使用する原子炉であつて蒸気発生器が構造上原子炉圧力容器の外部にあるものをいう。）であつて研究開発段階にあるもの（発電の用に供するものを除く。）をいう。）を設置した者（当該原子炉に係る旧原子炉設置者等を含む。以下「試験研究炉等設置者等」という。）又は使用者（旧使用者等を含む。以下この条において同じ。）に係る次の各号に掲げる確認等について適用する。 一　（略） 二　法六十一条の二十四に規定するに規定する法第二十八条の二第一項若しくは第四項又は法第五十五条の三第一項の検査（旧原子炉設置者等及び旧使用者等に係るものを除く。以下「溶接検査」という。）

」という。） 三・四　（略）	三・四　（略）
（放射能濃度確認を実施する者） 第三条　（略） 一～三　（略） 四　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第百四条第二項若しくは第三項の電気工作物検査官の職にあった者又は旧電気工作物検査員（原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う経済産業省令・原子力規制委員会規則の整理等に関する命令（平成二十五年経済産業省・原子力規制委員会命令第一号）第三条の規定による廃止前の電気事業法の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の検査等の実施に関する省令（平成十五年経済産業省令第百十一号）第二条に規定する電気工作物検査員をいう。以下同じ。）の経験を有する者 五～七　（略） （溶接検査を実施する者） 第三条の二　（略） 一～五　（略） 六　電気事業法第百四条第二項若しくは第三項の電気工作物検査官の職にあった者又は旧電気工作物検査員の経験を有する者	（放射能濃度確認を実施する者） 第三条　（略） 一～三　略） 四　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第百四条第二項若しくは第三項の電気工作物検査官の職にあった者又は電気工作物検査員（電気事業法の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の検査等の実施に関する省令（平成十五年経済産業省令第百十一号）第二条に規定する者をいう。以下同じ。）の経験を有する者 五～七　（略） （溶接検査を実施する者） 第三条の二　（略） 一～五　（略） 六　電気事業法第百四条第二項若しくは第三項の電気工作物検査官の職にあった者又は電気工作物検査員の経験を有する者

七～九　（略）

（廃棄確認を実施する者）

第三条の三　機構が行う廃棄確認を実施する者は、機構の職員であって、次の各号に規定する法第六十六条の原子力規制委員会規則で定める資格のいずれかを有し、かつ、機構の理事長が選任した者（以下「廃棄確認員」という。）とする。

一～三　（略）

四　電気事業法第百四条第二項若しくは第三項の電気工作物検査官の職にあった者又は旧電気工作物検査員の経験を有する者

五～八　（略）

（運搬物確認を実施する者）

第四条　機構が行う運搬物確認を実施する者は、機構の職員であって、次の各号に規定する法第六十六条の原子力規制委員会規則で定める資格のいずれかを有し、かつ、機構の理事長が選任した者（以下「運搬物確認員」という。）とする。

一～三　（略）

四　電気事業法第百四条第二項若しくは第三項の電気工作物検査官の職にあった者又は旧電気工作物検査員の経験を有する者

五～九　（略）

七～九　（略）

（廃棄確認を実施する者）

第三条の三　機構が行う廃棄確認を実施する者は、機構の職員であって、次の各号に規定する法第六十六条の原子力規制委員会規則で定める資格のいずれかを有し、かつ、機構の理事長が選任した者（以下「廃棄確認員」という。）とする。

一～三　（略）

四　電気事業法第百四条第二項若しくは第三項の電気工作物検査官の職にあった者又は電気工作物検査員の経験を有する者

五～八　（略）

（運搬物確認を実施する者）

第四条　機構が行う運搬物確認を実施する者は、機構の職員であって、次の各号に規定する法第六十六条の原子力規制委員会規則で定める資格のいずれかを有し、かつ、機構の理事長が選任した者（以下「運搬物確認員」という。）とする。

一～三　（略）

四　電気事業法第百四条第二項若しくは第三項の電気工作物検査官の職にあった者又は電気工作物検査員の経験を有する者

五～九　（略）

別記様式（裏面）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第 68 条　原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第 64 条第３項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。）に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第 59 条第６項の規定）の施行に必要な限度において、その職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に、原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。）の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

２　原子力規制委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第 16 条の４第１項、第 28 条の２第１項、第 43 条の３の 13 第１項、第 43 条の 10 第１項、第 46 条の２第１項、第 51 条の９第１項若しくは第 55 条の３第１項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

３　（略）

４　原子力規制委員会は、第１項の規定による立入検査のほか、第 62 条第１項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その

別記様式（裏面）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第 68 条　原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第 64 条第３項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。）に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第 59 条第６項の規定）の施行に必要な限度において、その職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に、原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。）の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

２　原子力規制委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第 16 条の４第１項、第 28 条の２第１項、第 43 条の 10 第１項、第 46 条の２第１項、第 51 条の９第１項若しくは第 55 条の３第１項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

３　原子力規制委員会は、第１項の規定による立入検査のほか、第 62 条第１項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の

他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

５～７　（略）

８　原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第 65 条第１項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、必要があると認めるときは、機構に、第１項から第４項まで（国土交通大臣にあつては、第１項）の規定による立入検査、質問又は収去（以下「立入検査等」という。）を行わせることができる。

９・10　（略）

11　第８項の規定により機構の職員が立入検査等を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

12　第１項から第６項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第 78 条　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十　第 68 条第１項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。）の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第 80 条　次の各号のいずれかに該当する者は、 100 万円以下の罰金に処する。

十一　第 68 条第１項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る

量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

４～６　（略）

７　原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第 65 条第１項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、必要があると認めるときは、機構に、第１項から第３項まで（国土交通大臣にあつては、第１項）の規定による立入検査、質問又は収去（以下「立入検査等」という。）を行わせることができる。

８・９　（略）

10　第７項の規定により機構の職員が立入検査等を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

11　第１項から第５項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第 78 条　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十　第 68 条第１項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。）の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第 80 条　次の各号のいずれかに該当する者は、 100 万円以下の罰金に処する。

十一　第 68 条第１項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る

部分に限る。）、第２項から第５項まで又は第 13 項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第 81 条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

二　第 78 条第１号、第２号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第３号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第４号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第６号、第７号、第８号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第８号の２（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 10 号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第 11 号、第 12 号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第 13 号の３から第 13 号の７まで、第 14 号、第 15 号、第 17 号、第 18 号、第 20 号、第 21 号、第 26 号の２（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 27 号の２から第 27 号の４まで、第 28 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 29 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）又は第 30 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）１億円以下の罰金刑

三　第 77 条（第１号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第 78 条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第 79 条又は第 80 条　各本条の罰金刑

部分に限る。）、第２項から第 ~~4~~ 項まで又は第 12 項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第 81 条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

二　第 78 条第１号、第２号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第３号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第４号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第６号、第７号、第８号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第８号の２（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 10 号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第 11 号、第 12 号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）第 14 号、第 15 号、第 17 号、第 18 号、第 20 号、第 21 号、第 26 号の２（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 27 号の２から第 27 号の４まで、第 28 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第 29 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）又は第 30 号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）１億円以下の罰金刑

三　第 77 条（第１号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第 78 条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第 79 条又は第 80 条　各本条の罰金刑

○製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則（平成十七年経済産業省令第百十二号）（第十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（定義） 第一条　この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。 ２　この規則において「製錬事業者等」とは、製錬事業者、加工事業者、特定原子炉設置者（発電用原子炉設置者のうち法第四十三条の四第一項に規定する実用発電用原子炉に係る者をいう。以下同じ。）、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び廃棄事業者（旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧発電用原子炉設置者等（特定原子炉設置者に係る者に限る。）、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等及び旧廃棄事業者等を含む。）をいう。 ３　この規則において「放射能濃度確認対象物」とは、製錬事業者等が工場等において用いた資材その他の物であって、これらに含まれる放射性物質の放射能濃度について法第六十一条の二第一項の規定に基づく確認を受けようとするものをいう。	（定義） 第一条　この省令において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。 ２　この省令において「製錬事業者等」とは、製錬事業者、加工事業者、特定原子炉設置者（原子炉設置者のうち法第二十八条第三項に規定する発電用原子炉に係る者をいう。以下同じ。）、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び廃棄事業者（旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧原子炉設置者等（特定原子炉設置者に係る者に限る。）、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等及び旧廃棄事業者等を含む。）をいう。 ３　この省令において「放射能濃度確認対象物」とは、製錬事業者等が工場等において用いた資材その他の物であって、これらに含まれる放射性物質の放射能濃度について法第六十一条の二第一項の規定に基づく確認を受けようとするものをいう。
（放射能濃度の基準）	（放射能濃度の基準）

第二条　特定原子炉設置者が発電用原子炉を設置した工場等において用いた資材その他の物のうち金属くず、コンクリートの破片及びガラスくず（ロックウール及びグラスウールに限る。）に含まれる放射性物質の放射能濃度についての法第六十一条の二第一項の原子力規制委員会規則で定める基準は、次に掲げるものとする。 一・二　（略） ２　（略）	第二条　特定原子炉設置者が原子炉を設置した工場等において用いた資材その他の物のうち金属くず、コンクリートの破片及びガラスくず（ロックウール及びグラスウールに限る。）に含まれる放射性物質の放射能濃度についての法第六十一条の二第一項の原子力規制委員会規則で定める基準は、次に掲げるものとする。 一・二　（略） ２　（略）

○試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則（平成十七年文部科学省令第四十九号）

（第二十条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（適用範囲） 第一条　この省令は、特定試験研究用等原子炉（試験研究の用に供する試験研究用等原子炉（船舶に設置するものを除く。）及び船舶に設置する軽水減速加圧軽水冷却型原子炉（減速材及び冷却材として加圧軽水を使用する原子炉であつて蒸気発生器が構造上原子炉圧力容器の外部にあるものをいう。）であつて研究開発段階にある試験研究用等原子炉をいう。）を設置した者（当該原子炉に係る旧試験研究用等原子炉設置者等を含む。以下「試験研究炉等設置者等」という。）又は使用者（旧使用者等を含む。以下同じ。）について適用する。	（適用範囲） 第一条　この省令は、試験研究用等原子炉（試験研究の用に供する原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第一条第一号又は第二号に該当するもの及び船舶に設置するものを除く。）及び船舶に設置する軽水減速加圧軽水冷却型原子炉（減速材及び冷却材として加圧軽水を使用する原子炉であつて蒸気発生器が構造上原子炉圧力容器の外部にあるものをいう。）であつて研究開発段階にあるもの（発電の用に供するものを除く。）をいう。）を設置した者（当該原子炉に係る旧原子炉設置者等を含む。以下「試験研究炉等設置者等」という。）又は使用者（旧使用者等を含む。以下同じ。）について適用する。

○東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則

（平成二十五年原子力規制委員会規則第二号）（第二十一条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（適用） 第一条　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第四十三条の三の二十一、第四十三条の三の二十二及び第六十二条の三の規定による東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令（以下「令」という。）第一条に規定する東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設をいう。）に関する事項については、法第六十四条の三第一項の認可があった場合には、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号。以下「実用炉規則」という。）の規定（第七十条から第七十二条、第七十四条、第七十七条及び第八十八条を除く。）にかかわらず、この規則の定めるところによる。 （定義） 第二条　（略）	（適用） 第一条　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第三十四条、第三十五条及び第六十二条の三の規定による東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令（以下「令」という。）第一条に規定する東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設をいう。）に関する事項については、法第六十四条の三第一項の認可があった場合には、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号。以下「実用炉規則」という。）の規定（第七条の三の二から第七条の三の四、第七条の三の六、第七条の五、第十一条の三、第十一条の四及び第十三条を除く。）にかかわらず、この規則の定めるところによる。 （定義） 第二条　（略）

2　（略）

一　（略）

二　「放射性廃棄物」とは、実用炉規則第二条第二号に規定する放射性廃棄物をいう。

三　「燃料体」とは、実用炉規則第二条第三号に規定する燃料体をいう。

四　「管理区域」とは、実用炉規則第二条第四号に規定する管理区域をいう。

五　「保全区域」とは、実用炉規則第二条第五号に規定する保全区域をいう。

六　「周辺監視区域」とは、実用炉規則第二条第六号に規定する周辺監視区域をいう。

七　「放射線業務従事者」とは、実用炉規則第二条第七号に規定する放射線業務従事者をいう。

（記録）

第三条　法第四十三条の三の二十一の規定による記録は、発電用原子炉ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。ただし、原子力規制委員会がやむを得ないと認めるときは、当該記録に代えて、原子力規制委員会が適当と認める措置によることができる。

2　（略）

一　（略）

二　「放射性廃棄物」とは、実用炉規則第一条第二号に規定する放射性廃棄物をいう。

三　「燃料体」とは、実用炉規則第一条第三号に規定する燃料体をいう。

四　「管理区域」とは、実用炉規則第一条第四号に規定する管理区域をいう。

五　「保全区域」とは、実用炉規則第一条第五号に規定する保全区域をいう。

六　「周辺監視区域」とは、実用炉規則第一条第六号に規定する周辺監視区域をいう。

七　「放射線業務従事者」とは、実用炉規則第一条第七号に規定する放射線業務従事者をいう。

（記録）

第三条　法第三十四条の規定による記録は、原子炉ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。ただし、原子力規制委員会がやむを得ないと認めるときは、当該記録に代えて、原子力規制委員会が適当と認める措置によることができる。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一　発電用原子炉施設の保守管理記録 イ　法第四十三条の三の十一第一項の規定による検査の結果 ロ　法第四十三条の三の十五第一項の規定による検査の結果 ハ　第十一条の規定による巡視又は点検の状況（法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けた場合の廃止措置計画に係る廃止措置の対象となる発電用原子炉施設（以下「廃止措置	検査の都度 検査の都度 やむを得ない場合を除き、毎日一回。ただし、法第四十三条の三十二第二項の認可を受けた場合の廃止措置計画に係る廃止措置の対象となる発電用原子炉施設（以下「廃止措置	同一事項に関する次の検査の時までの期間 同一事項に関する次の検査の時までの期間 （略）

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一　原子炉施設の保守管理記録 （新設） （新設） イ　第十一条の規定による巡視又は点検の状況（法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた場合の廃止措置計画に係る廃止措置の対象となる原子炉施設（以下「廃止措置対象施設」	やむを得ない場合を除き、毎日一回。ただし、法第四十三条の三の二第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置	（略）

対象施設」という。）においては、巡視の状況に限る。）並びにその担当者の氏名	措置対象施設から搬出した場合における当該廃止措置対象施設に係る巡視にあっては毎週一回とする。	
ニ　第十二条第一項第四号の規定による保守管理の実施状況及びその担当者の氏名	（略）	保守管理を実施した発電用原子炉施設を解体又は廃棄した後五年が経過するまでの期間
ホ　第十二条第一項第五号の規定による保守管理に関する方針、保守管理の目標及び保守管理の実施に関する計画の評価の	（略）	評価を実施した発電用原子炉施設の保守管理に関する

という。）においては、巡視の状況に限る。）並びにその担当者の氏名	対象施設から搬出した場合における当該廃止措置対象施設に係る巡視にあっては毎週一回とする。	
ロ　第十二条第一項第四号の規定による保守管理の実施状況及びその担当者の氏名	（略）	保守管理を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後五年が経過するまでの期間
ハ　第十二条第一項第五号の規定による保守管理に関する方針、保守管理の目標及び保守管理の実施に関する計画の評価の	（略）	評価を実施した原子炉施設の保守管理に関する方針、

結果及びその評価の担当者の氏名	二　運転記録（法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けた発電用原子炉に係るものを除く。）	（略）	方針、保守管理の目標又は保守管理の実施に関する計画の改定までの期間
	イ　発電用原子炉（一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉（それぞれ令第一条に規定する東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設に係る一号炉、二号炉、三号炉又は四号炉をいう。以下同じ。）	（略）	（略）

結果及びその評価の担当者の氏名	二　運転記録（法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた原子炉に係るものを除く。）	（略）	保守管理の目標又は保守管理の実施に関する計画の改定までの期間
	イ　原子炉（一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉（それぞれ令第一条に規定する東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設に係る一号炉、二号炉、三号炉又は四号炉をいう。以下同じ。）を除く	（略）	（略）

を除く。）の熱出力並びに炉心における中性子束密度及び温度		
ロ～ニ　（略）	（略）	（略）
ホ　発電用原子炉（一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉を除く。）に使用している冷却材及び減速材（流体のものに限る。）の純度並びにこれらの毎日の補給量	（略）	（略）
へ　発電用原子炉（一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉を除く。）内における燃料体の配置	（略）	（略）
ト　運転開始前及び運転停止後の発電用原子炉施設の点検	（略）	（略）
チ　発電用原子炉（一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉を除く	（略）	（略）

。）の熱出力並びに炉心における中性子束密度及び温度		
ロ～ニ　（略）	（略）	（略）
ホ　原子炉（一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉を除く。）に使用している冷却材及び減速材（流体のものに限る。）の純度並びにこれらの毎日の補給量	（略）	（略）
へ　原子炉（一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉を除く。）内における燃料体の配置	（略）	（略）
ト　運転開始前及び運転停止後の原子炉施設の点検	（略）	（略）
チ　原子炉（一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉を除く。）の	（略）	（略）

。）の運転開始、運転切替え、緊急遮断及び運転停止の日時		
リ～レ　（略）	（略）	（略）
ソ　発電用原子炉施設内における放射性物質を含む海水及び地下水の水位	（略）	（略）
ツ　（略）	（略）	（略）
三　燃料体の記録（イからトまでに掲げる事項については、法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出したときを除く。）		
イ　（略）	（略）	（略）
ロ　発電用原子炉への燃料体の種類別の挿入量	（略）	（略）
ハ～チ　（略）	（略）	（略）
四　（略）	（略）	（略）

運転開始、運転切替え、緊急遮断及び運転停止の日時		
リ～レ　（略）	（略）	（略）
ソ　原子炉施設内における放射性物質を含む海水及び地下水の水位	（略）	（略）
ツ　（略）	（略）	（略）
三　燃料体の記録（イからトまでに掲げる事項については、法第四十三条の三の二第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出したときを除く。）		
イ　（略）	（略）	（略）
ロ　原子炉への燃料体の種類別の挿入量	（略）	（略）
ハ～チ　（略）	（略）	（略）
四　（略）	（略）	（略）

五 放射線管理記録			
イ 発電用原子炉施設（五号炉及び六号炉並びにこれらの附属施設を除く。）のうち遮蔽壁を設ける必要があるもの（法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出したときを除く。）の放射線遮断物の側壁における線量当量率	毎日一回。ただし、法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けた場合における使用済燃料の貯蔵施設（廃止措置対象施設に限る。）の記録にあっては毎日一回とし、使用済燃料の貯蔵施設以外の施設（廃止措置対象施設に限る。）の記録にあっては毎週一回とする	（略）	
ロ 原子炉本体（一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉並びに法	毎日一回。ただし、法第四十三条の三の	（略）	

五 放射線管理記録			
イ 原子炉施設（五号炉及び六号炉並びにこれらの附属施設を除く。）のうち遮蔽壁を設ける必要があるもの（法第四十三条の三の二第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出したときを除く。）の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎日一回。ただし、法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた場合における使用済燃料の貯蔵施設（廃止措置対象施設に限る。）の記録にあっては毎日一回とし、使用済燃料の貯蔵施設以外の施設（廃止措置対象施設に限る。）の記録にあっては毎週一回とする。	（略）	
ロ 原子炉本体（一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉並びに法	毎日一回。ただし、法第四十三条の三の	（略）	

第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けた発電用原子炉に係るものを除く。）、使用済燃料の貯蔵施設（一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉並びに法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出した発電用原子炉に係るものを除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設等（一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉に係るものを除く。）の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	三十二第二項の認可を受けた場合における使用済燃料の貯蔵施設（廃止措置対象施設に限る。）の記録にあっては毎日一回とし、使用済燃料の貯蔵施設以外の施設（廃止措置対象施設に限る。）の記録にあっては毎週一回とする。	
ハ・ニ　（略）	（略）	（略）
ホ　放射線業務従事者の四月一日を始期と		

第四十三条の三の二第二項の認可を受けた原子炉に係るものを除く。）、使用済燃料の貯蔵施設（一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉並びに法第四十三条の三の二第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出した原子炉に係るものを除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設等（一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉に係るものを除く。）の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	二第二項の認可を受けた場合における使用済燃料の貯蔵施設（廃止措置対象施設に限る。）の記録にあっては毎日一回とし、使用済燃料の貯蔵施設以外の施設（廃止措置対象施設に限る。）の記録にあっては毎週一回とする。	
ハ・二　（略）	（略）	（略）
ホ　放射線業務従事者の四月一日を始期と		

する一年間の線量、女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間の線量並びに本人の申出等により発電用原子炉設置者が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあっては出産までの間毎月一日を始期とする一月間の線量 ヘ～ル　（略） 六　発電用原子炉施設等の事故記録 イ～二　（略）	（略） （略） （略） （略）
する一年間の線量、女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を原子炉設置者に書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間の線量並びに本人の申出等により原子炉設置者が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあっては出産までの間毎月一日を始期とする一月間の線量 ヘ～ル　（略） 六　原子炉施設等の事故記録 イ～二　（略）	（略） （略） （略） （略）

七・八　（略） 九　（略） イ　廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる発電用原子炉施設の設備の名称 ロ　イに規定する工事の対象となる発電用原子炉施設の設備のうち管理区域内の設備から当該工事に伴い生じる物（放射性廃棄物を除く。）の表面における放射性物質の密度及び当該物に含まれる放射性物質の数量の測定結果、測定方法、測定日及び測定をした者の氏名	（略） 法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けた廃止措置計画に記載された工事の各工程の終了の都度 （略）	（略） （略） （略）	

七・八　（略） 九　（略） イ　廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる原子炉施設の設備の名称 ロ　イに規定する工事の対象となる原子炉施設の設備のうち管理区域内の設備から当該工事に伴い生じる物（放射性廃棄物を除く。）の表面における放射性物質の密度及び当該物に含まれる放射性物質の数量の測定結果、測定方法、測定日及び測定をした者の氏名	（略） 法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた廃止措置計画に記載された工事の各工程の終了の都度 （略）	（略） （略） （略）	

十　（略）	（略）	（略）
十一　実用炉規則第七十七条第一項の規定による発電用原子炉施設の定期的な評価の結果	（略）	（略）
十二・十三　（略）	（略）	（略）

2・3　（略）

4　第一項の表第五号ホからトまでの記録の保存期間は、その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が五年を超えた場合において発電用原子炉設置者がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間とする。

5　発電用原子炉設置者は、第一項の表第五号ホ及びへの記録に係る放射線業務従事者に、その記録の写しをその者が当該業務を離れる時に交付しなければならない。

6　第一項の表第五号リ及びヌ、第六号、第九号並びに第十一号の記録の保存期間は、法第四十三条の三の三十二第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

十　（略）	（略）	（略）
十一　実用炉規則第七条の五第一項の規定による原子炉施設の定期的な評価の結果	（略）	（略）
十二・十三　（略）	（略）	（略）

2・3　（略）

4　第一項の表第五号ホからトまでの記録の保存期間は、その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が五年を超えた場合において原子炉設置者がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間とする。

5　原子炉設置者は、第一項の表第五号ホ及びへの記録に係る放射線業務従事者に、その記録の写しをその者が当該業務を離れる時に交付しなければならない。

6　第一項の表第五号リ及びヌ、第六号、第九号並びに第十一号の記録の保存期間は、法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

（電磁的方法による保存）

第四条　法第四十三条の三の二十一に規定する記録は、前条第一項の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により記録することにより作成し、保存することができる。

２・３　（略）

（品質保証）

第五条　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、実施計画（法第六十四条の二第二項に規定する実施計画をいう。以下同じ。）に基づき品質保証計画を定め、これに基づき保安活動（第九条から第十六条まで並びに実用炉規則第八十八条に規定する措置を含む。）の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質保証計画の改善を継続して行わなければならない。

２　発電用原子炉設置者は、実用炉規則第七十七条第一項の規定に基づく措置を講じたときは、同項各号に掲げる評価の結果を踏まえて前項の措置を講じなければならない。

（保安活動の実施）

（電磁的方法による保存）

第四条　法第三十四条に規定する記録は、前条第一項の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により記録することにより作成し、保存することができる。

２・３　（略）

（品質保証）

第五条　法第三十五条第一項の規定により、原子炉設置者は、実施計画（法第六十四条の二第二項に規定する実施計画をいう。以下同じ。）に基づき品質保証計画を定め、これに基づき保安活動（第九条から第十六条まで並びに実用炉規則第十一条の三、第十一条の四及び第十三条に規定する措置を含む。）の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質保証計画の改善を継続して行わなければならない。

２　原子炉設置者は、実用炉規則第七条の五第一項の規定に基づく措置を講じたときは、同項各号に掲げる評価の結果を踏まえて前項の措置を講じなければならない

（保安活動の実施）

第六条　（略）

一　（略）

二　外部から物品又は役務を調達する場合は、個別業務実施計画に適切な調達の実施に必要な事項（当該物品又は役務の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（保安に係るものに限る。）を取得し、他の発電用原子炉設置者と共有するために必要な措置に関することを含む。）及びこれが確実に守られるよう管理する方法を定めること。

三～五　（略）

（保安活動の改善）

第七条　（略）

一・二　（略）

三　予防処置に当たっては、自らの発電用原子炉施設における保安活動の実施によって得られた知見のみならず他の施設から得られた知見を適切に反映すること。

四　実用炉規則第七十四条の評価結果を適切に反映すること。

（作業手順書等の遵守）

第八条　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、実施計画に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書を定め、これらを

第六条　（略）

一　（略）

二　外部から物品又は役務を調達する場合は、個別業務実施計画に適切な調達の実施に必要な事項（当該物品又は役務の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（保安に係るものに限る。）を取得し、他の原子炉設置者と共有するために必要な措置に関することを含む。）及びこれが確実に守られるよう管理する方法を定めること。

三～五　（略）

（保安活動の改善）

第七条　（略）

一・二　（略）

三　予防処置に当たっては、自らの原子炉施設における保安活動の実施によって得られた知見のみならず他の施設から得られた知見を適切に反映すること。

四　実用炉規則第七条の三の六の評価結果を適切に反映すること。

（作業手順書等の遵守）

第八条　法第三十五条第一項の規定により、原子炉設置者は、実施計画に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書を定め、これらを遵守しなければなら

遵守しなければならない。

（管理区域への立入制限等）

第九条　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、管理区域、保全区域及び周辺監視区域を定め、これらの区域においてそれぞれ次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一～三　（略）

（線量等に関する措置）

第十条　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、放射線業務従事者の線量等に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一・二　（略）

２　前項の規定にかかわらず、発電用原子炉施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、発電用原子炉施設の運転に重大な支障を及ぼすおそれがある発電用原子炉施設の損傷が生じた場合等緊急やむを得ない場合においては、放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者に限る。）をその線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えない範囲内において緊急作業に従事させることができる。

ない。

（管理区域への立入制限等）

第九条　法第三十五条第一項の規定により、原子炉設置者は、管理区域、保全区域及び周辺監視区域を定め、これらの区域においてそれぞれ次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一～三　（略）

（線量等に関する措置）

第十条　法第三十五条第一項の規定により、原子炉設置者は、放射線業務従事者の線量等に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一・二　（略）

２　前項の規定にかかわらず、原子炉施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、原子炉施設の運転に重大な支障を及ぼすおそれがある原子炉施設の損傷が生じた場合等緊急やむを得ない場合においては、放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を原子炉設置者に書面で申し出た者に限る。）をその線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えない範囲内において緊急作業に従事させることができる。

（発電用原子炉施設の巡視及び点検）

第十一条　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者（法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けた者を除く。）は、被ばく放射線量の評価を踏まえ巡視及び点検のための計画を定め、当該計画に従って、原則として毎日一回以上、発電用原子炉施設の保全に従事する者に発電用原子炉施設について巡視させ、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める施設及び設備について点検を行わせなければならない。

一・二　（略）

2　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けた発電用原子炉設置者は、毎週一回以上（核燃料物質が廃止措置対象施設に存在する場合は原則として毎日一回以上）、発電用原子炉施設の保全に従事する者に廃止措置対象施設について巡視させなければならない。

（発電用原子炉施設の保守管理）

第十二条　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設の運転中及び運転停止中における発電用原子炉施設の保全のために行う点検、試験、検査、補修、取替え、改造その他の必要な措置（以下「保守管理」という。）に関

（原子炉施設の巡視及び点検）

第十一条　法第三十五条第一項の規定により、原子炉設置者（法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた者を除く。）は、被ばく放射線量の評価を踏まえ巡視及び点検のための計画を定め、当該計画に従って、原則として毎日一回以上、放射線業務従事者であって管理区域に常時立ち入るものに原子炉施設について巡視させ、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める施設及び設備について点検を行わせなければならない。

一・二　（略）

2　法第三十五条第一項の規定により、法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた原子炉設置者は、毎週一回以上（核燃料物質が廃止措置対象施設に存在する場合は原則として毎日一回以上）、放射線業務従事者であって管理区域に常時立ち入るものに廃止措置対象施設について巡視させなければならない。

（原子炉施設の保守管理）

第十二条　法第三十五条第一項の規定により、原子炉設置者は、原子炉施設の運転中及び運転停止中における原子炉施設の保全のために行う点検、試験、検査、補修、取替え、改造その他の必要な措置（以下「保守管理」という。）に関し、原子炉施設ごとに、次の各号

し、発電用原子炉施設ごとに、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一　実施計画に定められた発電用原子炉施設の性能が維持されるよう発電用原子炉施設の保守管理に関する方針（以下「保守管理方針」という。）を定めること。ただし、法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

二　前号ただし書の場合においては、法第四十三条の三の三十二第二項の認可若しくは法第四十三条の三の三十二第三項において準用する法第十二条の六第三項の変更の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された発電用原子炉施設の性能が維持されるよう発電用原子炉施設（当該認可を受けた廃止措置計画においてその性能を維持すべきものとされる発電用原子炉施設に限る。）の保守管理方針を定めること。

三　第一号又は第二号に規定する保守管理方針に従って達成すべき保守管理の目標（第一号に規定する保守管理方針に係る保守管理の目標にあっては、発電用原子炉及び保守管理の重要度が高い系統について定量的に定める保守管理の目標を含む。以下同じ。）を定めること。

四　（略）

イ　（略）

ロ　発電用原子炉施設の点検、試験、検査、補修、

に掲げる措置を講じなければならない。

一　実施計画に定められた原子炉施設の性能が維持されるよう原子炉施設の保守管理に関する方針（以下「保守管理方針」という。）を定めること。ただし、法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

二　前号ただし書の場合においては、法第四十三条の三の二第二項の認可若しくは法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第三項の変更の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された原子炉施設の性能が維持されるよう原子炉施設（当該認可を受けた廃止措置計画においてその性能を維持すべきものとされる原子炉施設に限る。）の保守管理方針を定めること。

三　第一号又は第二号に規定する保守管理方針に従って達成すべき保守管理の目標（第一号に規定する保守管理方針に係る保守管理の目標にあっては、原子炉及び保守管理の重要度が高い系統について定量的に定める保守管理の目標を含む。以下同じ。）を定めること。

四　（略）

イ　（略）

ロ　原子炉施設の点検、試験、検査、補修、取替え

取替え及び改造等（以下この号において「点検等」という。）の方法、実施頻度並びに時期（発電用原子炉施設（法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けたものを除く。）の運転中及び運転停止中の区別を含む。）に関すること。

ハ　発電用原子炉施設の点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。

ニ　発電用原子炉施設の点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること。

ホ　ニの確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき発電用原子炉施設の点検等の方法、実施頻度及び時期の是正処置並びに予防処置に関すること

ヘ　発電用原子炉施設の保守管理に関する記録に関すること。

五　発電用原子炉施設の保守管理方針、保守管理の目標及び保守管理の実施に関する計画を、それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること（次条第一項から第三項に規定する措置を除く。）。

イ・ロ　（略）

六　前号の評価を実施する都度、速やかに、その結果を発電用原子炉施設の保守管理方針、保守管理の目標又は保守管理の実施に関する計画に反映すること。

七　発電用原子炉の運転を相当期間停止する場合その他発電用原子炉施設がその保守管理を行う観点から

及び改造等（以下この号において「点検等」という。）の方法、実施頻度並びに時期（原子炉施設（法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものを除く。）の運転中及び運転停止中の区別を含む。）に関すること。

ハ　原子炉施設の点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。

ニ　原子炉施設の点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること。

ホ　ニの確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき原子炉施設の点検等の方法、実施頻度及び時期の是正処置並びに予防処置に関すること。

ヘ　原子炉施設の保守管理に関する記録に関すること。

五　原子炉施設の保守管理方針、保守管理の目標及び保守管理の実施に関する計画を、それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること（次条第一項から第三項に規定する措置を除く。）。

イ・ロ　（略）

六　前号の評価を実施する都度、速やかに、その結果を原子炉施設の保守管理方針、保守管理の目標又は保守管理の実施に関する計画に反映すること。

七　原子炉の運転を相当期間停止する場合その他原子炉施設がその保守管理を行う観点から特別な状態に

特別な状態にある場合においては、当該発電用原子炉施設の状態に応じて、前各号に掲げる措置について特別な措置を講じること。

2　発電用原子炉設置者は、次条第一項若しくは第二項の規定により長期保守管理方針を策定したとき又は同条第三項の規定により長期保守管理方針を変更したときは、これを前項第一号の保守管理方針に反映させなければならない。

（発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価）

第十三条　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、運転を開始した日以後三十年を経過していない発電用原子炉に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後三十年を経過する日までに、原子力規制委員会が定める発電用原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物（以下「安全上重要な機器等」という。）並びに次に掲げる機器及び構造物の経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、十年間に実施すべき当該発電用原子炉施設についての保守管理に関する方針を策定しなければならない。ただし、動作する機能を有する機器及び構造物に関し、発電用原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所については、この限りでない。

ある場合においては、当該原子炉施設の状態に応じて、前各号に掲げる措置について特別な措置を講じること。

2　原子炉設置者は、次条第一項若しくは第二項の規定により長期保守管理方針を策定したとき又は同条第三項の規定により長期保守管理方針を変更したときは、これを前項第一号の保守管理方針に反映させなければならない。

（原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価）

第十三条　法第三十五条第一項の規定により、原子炉設置者は、運転を開始した日以後三十年を経過していない原子炉に係る原子炉施設について、原子炉の運転を開始した日以後三十年を経過する日までに、原子力規制委員会が定める原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物（以下「安全上重要な機器等」という。）並びに次に掲げる機器及び構造物の経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、十年間に実施すべき当該原子炉施設についての保守管理に関する方針（以下「長期保守管理方針」という。）を策定しなければならない。ただし、動作する機能を有する機器及び構造物に関し、原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所については、この限りでない。

一　（略）
二　事故時における発電用原子炉施設の状態を把握するための機能を有する機器及び構造物
三　中央制御室外から発電用原子炉施設を安全に停止させるための機能を有する機器及び構造物
四～七　（略）
八　発電用原子炉施設を計測・制御する機能を有する機器及び構造物（第一号に掲げるものを除く。）
九　発電用原子炉施設の運転を補助する機能を有する機器及び構造物
十～十五　（略）
十六　実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第五号。以下「設置許可基準規則」という。）第四十三条第二項に規定する常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物（以下「常設重大事故等対処設備に属する機器等」という。）

2　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、運転を開始した日以後三十年を経過した発電用原子炉に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後四十年を経過する日までに、前項に規定する安全上重要な機器等並びに前項各号に掲げる機器及び構造物の経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定

一　（略）
二　事故時における原子炉施設の状態を把握するための機能を有する機器及び構造物
三　中央制御室外から原子炉施設を安全に停止させるための機能を有する機器及び構造物
四～七　（略）
八　原子炉施設を計測・制御する機能を有する機器及び構造物（第一号に掲げるものを除く。）
九　原子炉施設の運転を補助する機能を有する機器及び構造物
十～十五　（略）
（新設）

2　法第三十五条第一項の規定により、原子炉設置者は、運転を開始した日以後三十年を経過した原子炉に係る原子炉施設について、原子炉の運転を開始した日以後三十年を経過した日以降十年を超えない期間ごとに、前項に規定する安全上重要な機器等並びに前項各号に掲げる機器及び構造物の経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、長期保守管理方針を策定しなければならない。

める期間において実施すべき当該発電用原子炉施設についての保守管理に関する方針を策定しなければならない。

一　当該発電用原子炉設置者が法第四十三条の三の三十一第二項の規定による認可を受けた場合における当該認可を受けた延長する期間が十年を超える場合　延長する期間

二　前号に掲げる場合以外の場合　十年

3　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、運転を開始した日以後四十年を経過した発電用原子炉に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後四十年を経過した日以降十年を超えない期間ごとに、第一項に規定する安全上重要な機器等並びに同項各号に掲げる機器及び構造物の経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、十年間に実施すべき当該発電用原子炉施設についての保守管理に関する方針を策定しなければならない。

4　発電用原子炉設置者は、実施計画に定められた発電用原子炉の運転期間を変更する場合その他前三項の評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、前三項の保守管理に関する方針を変更しなければならない。

5　前四項の規定は一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉

（新設）

（新設）

（新設）

3　原子炉設置者は、実施計画に定められた原子炉の運転期間を変更する場合その他第一項又は前項の評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、第一項又は前項の長期保守管理方針を変更しなければならない。

4　前三項の規定は一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉

並びに法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けた発電用原子炉については適用しない。	並びに法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた原子炉については適用しない。
（火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備） 第十三条の二　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において火災が発生した場合における発電用原子炉施設の保全のための活動（消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。以下同じ。）を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。ただし、原子力規制委員会が発電用原子炉施設の状況その他の事情によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。 一　火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。 二　火災の発生を消防吏員に確実に通報するために必要な設備を設置すること。 三　火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。 四　火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関する措置を講ずること。	（新設）

五　火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な化学消防自動車、泡消火薬剤その他の資機材を備え付けること。

六　発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所における可燃物を適切に管理すること。

七　前各号に掲げるもののほか、火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。

八　前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。

（内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備）

第十三条の三　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設内における溢水（以下「内部溢水」という。）が発生した場合における発電用原子炉施設の保全のための体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。ただし、原子力規制委員会が発電用原子炉施設の状況その他の事情によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。

一　内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。

（新設）

二　内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。

三　内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関する措置を講ずること。

四　内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。

五　前各号に掲げるもののほか、内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。

六　前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。

（重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備）

第十三条の四　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において、重大事故に至るおそれのある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」と総称する。）が発生した場合における発電用原子炉施設（法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けたものであって、廃止措置対象施設内に核燃料物質が

（新設）

存在しないものを除く。以下この条から第十三条の五までにおいて同じ。）の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。ただし、原子力規制委員会が発電用原子炉施設の状況その他の事情によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。

一　重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。

二　重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員（以下「対策要員」という。）を配置すること。

三　対策要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。

四　重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。

五　重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを対策要員に守らせること。

イ　重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。

ロ　重大事故等発生時における原子炉格納容器の破

損を防止するための対策に関すること。

ハ　重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。

ニ　重大事故等発生時における原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。

六　前各号に掲げるもののほか、重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。

七　前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。

（大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備）

第十三条の五　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）が発生した場合における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。ただし、原子力規制委員会が発電用原子炉施設の状況その他の事情によりやむを得ないと認め、又はその必要がない

（新設）

と認めた場合においては、この限りでない。

一　大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。

二　大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。

三　大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。

四　大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。

五　大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを要員に守らせること。

イ　大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。

ロ　大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。

ハ　大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。

ニ　大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損

傷を緩和するための対策に関すること。

ホ　大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。

六　前各号に掲げるもののほか、大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。

七　前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。

（発電用原子炉施設の運転）

第十四条　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、次の各号に掲げる発電用原子炉施設の運転に関する措置を講じなければならない。ただし、法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

一　発電用原子炉施設の運転に必要な知識を有する者に運転を行わせること。

二　発電用原子炉施設の運転に必要な構成人員がそろっているときでなければ運転を行わせないこと。

三　前号の構成人員のうち運転責任者は、発電用原子炉施設の運転に必要な知識、技能及び経験を有している者であって、かつ、原子力規制委員会が告示で定める基準に適合したものの中から選任すること。

四　前号の基準に適合しているかどうかの判定を行うための方法、実施体制等が当該判定を行うのに十分

（原子炉施設の運転）

第十四条　法第三十五条第一項の規定により、原子炉設置者は、次の各号に掲げる原子炉施設の運転に関する措置を講じなければならない。ただし、法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

一　原子炉施設の運転に必要な知識を有する者に運転を行わせること。

二　原子炉施設の運転に必要な構成人員がそろっているときでなければ運転を行わせないこと。

三　前号の構成人員のうち運転責任者は、原子炉施設の運転に必要な知識、技能及び経験を有している者であって、かつ、原子力規制委員会が告示で定める基準に適合したものの中から選任すること。

四　前号の基準に適合しているかどうかの判定を行うための方法、実施体制等が当該判定を行うのに十分

であり、かつ、発電用原子炉施設の運転の保安上十分であることについて、あらかじめ原子力規制委員会の確認を受けること。

五～八　（略）

九　運転上の制限（実施計画で定める発電用原子炉施設の運転に関する条件であって、当該条件を逸脱した場合に発電用原子炉設置者が講ずべき措置が実施計画で定められているものをいう。以下第十八条において同じ。）を逸脱したときは、その旨を直ちに原子力規制委員会に報告すること。ただし、第十八条第六号に掲げるときを除く。

十　（略）

十一　発電用原子炉施設の運転の訓練のために運転を行う場合は、訓練を受ける者が守るべき事項を定め、運転員の監督の下にこれを守らせること。

（貯蔵）

第十五条　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質の貯蔵に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。ただし、法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出したときは、この限りでない。

一～五　（略）

であり、かつ、原子炉施設の運転の保安上十分であることについて、あらかじめ原子力規制委員会の確認を受けること。

五～八　（略）

九　運転上の制限（実施計画で定める原子炉施設の運転に関する条件であって、当該条件を逸脱した場合に原子炉設置者が講ずべき措置が実施計画で定められているものをいう。以下第十八条において同じ。）を逸脱したときは、その旨を直ちに原子力規制委員会に報告すること。ただし、第十八条第六号に掲げるときを除く。

十　（略）

十一　原子炉施設の運転の訓練のために運転を行う場合は、訓練を受ける者が守るべき事項を定め、運転員の監督の下にこれを守らせること。

（貯蔵）

第十五条　法第三十五条第一項の規定により、原子炉設置者は、原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質の貯蔵に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。ただし、法第四十三条の三の二第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出したときは、この限りでない。

一～五　（略）

2　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所の外において行われる使用済燃料の貯蔵に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 一～五　（略） （工場又は事業所において行われる廃棄） 第十六条　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。ただし、原子力規制委員会がやむを得ないと認めるときは、当該措置に代えて、原子力規制委員会が適当と認める方法によることができる。 一～十五　（略） （防護措置） 第十七条　法第四十三条の三の二十二第二項の規定により、発電用原子炉設置者は、次の表の上欄に掲げる特定核燃料物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる措置を講じなければならない。ただし、原子力規制委員会がやむを得ないと認めるときは、当該措置に代えて、原子力規制委員会が適当と認める措置によることができる。	2　法第三十五条第一項の規定により、原子炉設置者は、原子炉施設を設置した工場又は事業所の外において行われる使用済燃料の貯蔵に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 一～五　（略） （工場又は事業所内において行われる廃棄） 第十六条　法第三十五条第一項の規定により、原子炉設置者は、原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。ただし、原子力規制委員会がやむを得ないと認めるときは、当該措置に代えて、原子力規制委員会が適当と認める方法によることができる。 一～十五（略） （防護措置） 第十七条　法第三十五条第二項の規定により、原子炉設置者は、次の表の上欄に掲げる特定核燃料物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる措置を講じなければならない。ただし、原子力規制委員会がやむを得ないと認めるときは、当該措置に代えて、原子力規制委員会が適当と認める措置によることができる。

表　（略）

2　（略）

一～九　（略）

十　発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所内（防護区域内を除く。）において特定核燃料物質を運搬する場合については、次に掲げる措置を講ずること。

イ、ロ　（略）

十一・十二　（略）

十三　中央制御室（五号炉及び六号炉に係るものに限る。）及び特定重大事故等対処施設（設置許可基準規則第二条第二項第十二号に規定する特定重大事故等対処施設をいう。以下この項において同じ。）に属する緊急時制御室（五号炉及び六号炉に係るものに限る。）については、次に掲げる措置を講ずること。

イ・ロ　（略）

十四　中央制御室外から発電用原子炉施設を安全に停止させるための機能を有する機器（五号炉及び六号炉に係るものに限る。）には、その周囲に容易に破壊されない壁その他の障壁を当該機器の操作に支障を及ぼさないように設置すること。

十五　交流電源を供給する全ての設備、発電用原子炉施設を冷却する全ての設備、使用済燃料貯蔵槽を冷

表　（略）

2　（略）

一～九　（略）

十　原子炉施設を設置した工場又は事業所内（防護区域内を除く。）において特定核燃料物質を運搬する場合については、次に掲げる措置を講ずること。

イ、ロ　（略）

十一・十二　（略）

十三　中央制御室（五号炉及び六号炉に係るものに限る。）については、次に掲げる措置を講ずること。

イ・ロ　（略）

十四　中央制御室外から原子炉施設を安全に停止させるための機能を有する機器（五号炉及び六号炉に係るものに限る。）には、その周囲に容易に破壊されない壁その他の障壁を当該機器の操作に支障を及ぼさないように設置すること。

十五　交流電源を供給する全ての設備、原子炉施設を冷却する全ての設備、使用済燃料貯蔵槽を冷却する

却する全ての設備及び水素が発生するおそれのある設備においてその滞留を防止する全ての設備のうち、防護区域内に存する設備であって、第五号イ若しくはロに掲げる者による妨害行為又は破壊行為により、発電用原子炉施設若しくは使用済燃料貯蔵槽を冷却する機能又は水素が発生するおそれのある設備においてその滞留を防止する機能が喪失し、発電用原子炉施設内の特定核燃料物質を発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所の外に漏出させることとなるおそれがある設備（特定重大事故等対処施設に属する場合を除く。）については、次に掲げる措置を講ずること。

イ～ハ　（略）

十六　交流電源を供給する全ての設備、発電用原子炉施設を冷却する全ての設備、使用済燃料貯蔵槽を冷却する全ての設備及び水素が発生するおそれのある設備においてその滞留を防止する全ての設備のうち、防護区域の外にあり、容易に妨害行為又は破壊行為を受けるおそれがある設備であって、これらの行為により発電用原子炉施設若しくは使用済燃料貯蔵槽を冷却する機能又は水素が発生するおそれのある設備においてその滞留を防止する機能が喪失し、発電用原子炉施設内の特定核燃料物質を発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所の外に漏出させることとなるおそれがある設備については、次に掲げる

全ての設備及び水素が発生するおそれのある設備においてその滞留を防止する全ての設備のうち、防護区域内に存する設備であって、第五号イ若しくはロに掲げる者による妨害行為又は破壊行為により、原子炉施設若しくは使用済燃料貯蔵槽を冷却する機能又は水素が発生するおそれのある設備においてその滞留を防止する機能が喪失し、原子炉施設内の特定核燃料物質を原子炉施設を設置した工場又は事業所の外に漏出させることとなるおそれがある設備については、次に掲げる措置を講ずること。

イ～ハ　（略）

十六　交流電源を供給する全ての設備、原子炉施設を冷却する全ての設備、使用済燃料貯蔵槽を冷却する全ての設備及び水素が発生するおそれのある設備においてその滞留を防止する全ての設備のうち、防護区域の外にあり、容易に妨害行為又は破壊行為を受けるおそれがある設備であって、これらの行為により原子炉施設若しくは使用済燃料貯蔵槽を冷却する機能又は水素が発生するおそれのある設備においてその滞留を防止する機能が喪失し、原子炉施設内の特定核燃料物質を原子炉施設を設置した工場又は事業所の外に漏出させることとなるおそれがある設備には、周囲に容易に破壊されない壁その他の障壁を

措置を講ずること。

イ　周囲に容易に破壊されない壁その他の障壁を設置すること。

ロ　イの規定により設置された障壁の中で作業又は巡視を行う場合には、二人以上の者が同時に作業又は巡視を行うこと。

十七　特定重大事故等対処施設（五号炉及び六号炉に係るものに限る。）は、防護区域内に設け、かつ、当該特定重大事故等対処施設を設置した防護区域内で作業又は巡視を行う場合には、二人以上の者が同時に作業又は巡視を行うこと。ただし、原子力規制委員会が発電用原子炉施設の状況その他の事情により特定重大事故等対処施設を設ける必要がないと認める場合は、この限りでない。

十八　発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムは、電気通信回線を通じて妨害行為又は破壊行為を受けることがないように、電気通信回線を通じた当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断すること。

十九～二十九　（略）

3　第一項の表第七号から第十一号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、次に掲げるもののほか、第二項第四号から第七号まで（第五号ハを除く。）、同項第九号（同号ロを除く。）、同項第

設置すること。

（新設）

（新設）

（新設）

十七　原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムは、電気通信回線を通じて妨害行為又は破壊行為を受けることがないように、電気通信回線を通じた当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断すること。

十八～二十八　（略）

3　第一項の表第七号から第十一号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、次の各号に掲げるもののほか、第二項第四号から第七号まで（第五号ハを除く。）、同項第九号（同号ロを除く。）、

十一号（同号ロを除く。）、同項第十八号から第二十一号まで及び同項第二十四号から第二十九号までの規定を準用する。この場合において、同項第四号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、第五号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、第六号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、第七号中「防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に、それぞれ」とあるのは「防護区域内に」と、「防護区域内、周辺防護区域内又は立入制限区域内」とあるのは「防護区域内」と、同項第二十八号中「前各号の措置は」とあるのは「第一項の表第七号から第九号までの特定核燃料物質（同表第八号ハ及びニに掲げる物質並びに同表第九号に掲げる物質のうち照射された同表第八号ハ及びニに掲げる物質に係るもの（照射直後にその表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下であつたものに限る。）を除く。）を取り扱う場合、前各号の措置は」と読み替えるものとする。

一～五　（略）

（発電用原子炉主任技術者の選任等）

第十七条の二　法第四十三条の三の二十六第一項の規定

同項第十一号（同号ロを除く。）、同項第十七号から第二十号まで及び同項第二十三号から第二十八号までの規定を準用する。この場合において、同項第四号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、第五号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、第六号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、第七号中「防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に、それぞれ」とあるのは「防護区域内に」と、「防護区域内、周辺防護区域内又は立入制限区域内」とあるのは「防護区域内」と、同項第二十七号中「前各号の措置は」とあるのは「第一項の表第七号から第九号までの特定核燃料物質（同表第八号ハ及びニに掲げる物質並びに同表第九号に掲げる物質のうち照射された同表第八号ハ及びニに掲げる物質に係るもの（照射直後にその表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下であつたものに限る。）を除く。）を取り扱う場合、前各号の措置は」と読み替えるものとする。

一～五　（略）

（新設）

による発電用原子炉主任技術者の選任は、発電用原子炉ごとに行うものとする。ただし、一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉については兼任することを妨げない。

2　法第四十三条の三の二十六第一項の原子力規制委員会規則で定める実務の経験は、第一号から第四号までに掲げる期間が通算して三年以上であることとする。

一　発電用原子炉施設の工事又は保守管理に関する業務に従事した期間

二　発電用原子炉の運転に関する業務に従事した期間

三　発電用原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務に従事した期間

四　発電用原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務に従事した期間

3　法第四十三条の三の二十六第二項で準用する法第四十条第二項の規定による届出書の提出部数は、正本一通とする。

（事故故障等の報告）

第十八条　法第六十二条の三の規定により、発電用原子炉設置者（旧発電用原子炉設置者等を含む。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

一・二　（略）

（事故故障等の報告）

第十八条　法第六十二条の三の規定により、原子炉設置者（旧原子炉設置者等を含む。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

一・二　（略）

三　発電用原子炉設置者が、発電用原子炉施設のうち実施計画に定められたものの点検を行った場合において、発電用原子炉施設の安全を確保するために必要な機能を有していないと認められたとき。

四　発電用原子炉設置者が、安全上重要な機器等（一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉に係るもの並びに実施計画で定められたものを除く。）又は常設重大事故等対処設備に属する機器等（一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉に係るもの並びに実施計画で定められたものを除く。）の点検を行った場合において、当該安全上重要な機器等が実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第六号。以下「技術基準規則」という。）第十七条若しくは第十八条に定める基準に適合していないと認められたとき、当該常設重大事故等対処設備に属する機器等が技術基準規則第五十五条若しくは第五十六条に定める基準に適合していないと認められたとき又は発電用原子炉施設の安全を確保するために必要な機能を有していないと認められたとき。

五　火災により発電用原子炉施設のうち実施計画に定められたもの又は安全上重要な機器等（一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉に係るもの並びに実施計画で定められたものを除く。）又は前号の常設重大事故等対処設備に属する機器等の故障があったとき。

三　原子炉設置者が、原子炉施設のうち実施計画に定められたものの点検を行った場合において、原子炉施設の安全を確保するために必要な機能を有していないと認められたとき。

四　原子炉設置者が、安全上重要な機器等（一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉に係るもの並びに前号で定めるものを除く。）の点検を行った場合において、当該安全上重要な機器等が発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令（昭和四十年通商産業省令第六十二号）第九条若しくは第九条の二に定める基準に適合していないと認められたとき又は原子炉施設の安全を確保するために必要な機能を有していないと認められたとき。

五　火災により原子炉施設のうち実施計画に定められたもの又は安全上重要な機器等（一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉に係るもの並びに原子炉施設のうち実施計画で定められたものを除く。）の故障があったとき。ただし、当該故障が消火又は延焼の防止

ただし、当該故障が消火又は延焼の防止の措置によるときを除く。

六　前三号のほか、発電用原子炉施設の故障（発電用原子炉施設の運転に及ぼす支障が軽微なものを除く。）により、運転上の制限を逸脱したとき、又は運転上の制限を逸脱した場合であって、当該逸脱に係る実施計画で定める措置が講じられなかったとき。

七　発電用原子炉施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、気体状の放射性廃棄物の実施計画に定められた方法による排出の状況に異状が認められたとき又は液体状の放射性廃棄物の排水施設による排出の状況に異状が認められたとき。

八～十一　（略）

十二　発電用原子炉施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等（気体状のものを除く）が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、漏えいした液体状の核燃料物質等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかった場合であって、漏えいした核燃料物質等の放射能量が微量のときその他漏えいの程度が軽微なとき（漏えいに係る場所について人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。）を除く。

十三　発電用原子炉施設（一号炉、二号炉、三号炉及

の措置によるときを除く。

六　前三号のほか、原子炉施設の故障（原子炉施設の運転に及ぼす支障が軽微なものを除く。）により、運転上の制限を逸脱したとき、又は運転上の制限を逸脱した場合であって、当該逸脱に係る実施計画で定める措置が講じられなかったとき。

七　原子炉施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、気体状の放射性廃棄物の実施計画に定められた方法による排出の状況に異状が認められたとき又は液体状の放射性廃棄物の排水施設による排出の状況に異状が認められたとき。

八～十一　（略）

十二　原子炉施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等（気体状のものを除く）が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、漏えいした液体状の核燃料物質等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかった場合であって、漏えいした核燃料物質等の放射能量が微量のときその他漏えいの程度が軽微なとき（漏えいに係る場所について人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。）を除く。

十三　原子炉施設（一号炉、二号炉、三号炉及び四号

び四号炉並びにこれらの附属施設を除く。）の故障その他の不測の事態が生じたことにより、気体状の核燃料物質等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき（漏えいに係る場所について人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。）を除く。

イ・ロ　（略）

十四　発電用原子炉施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、管理区域に立ち入る者について被ばくがあったときであって、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあっては五ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあっては〇・五ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれのあるとき。

十五　（略）

十六　挿入若しくは引抜きの操作を現に行っていない制御棒（一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉に係るものを除く。）が当初の管理位置（実施計画に基づいて発電用原子炉設置者が定めた制御棒の操作に係る文書において、制御棒を管理するために一定の間隔に基づいて設定し、表示することとされている制御棒の位置をいう。以下同じ。）から他の管理位置に移動し、若しくは当該他の管理位置を通過して動作したとき又は全挿入位置（管理位置のうち制御棒

炉並びにこれらの附属施設を除く。）の故障その他の不測の事態が生じたことにより、気体状の核燃料物質等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき（漏えいに係る場所について人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。）を除く。

イ・ロ　（略）

十四　原子炉施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、管理区域に立ち入る者について被ばくがあったときであって、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあっては五ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあっては〇・五ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれのあるとき。

十五　（略）

十六　挿入若しくは引抜きの操作を現に行っていない制御棒（一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉に係るものを除く。）が当初の管理位置（実施計画に基づいて原子炉設置者が定めた制御棒の操作に係る文書において、制御棒を管理するために一定の間隔に基づいて設定し、表示することとされている制御棒の位置をいう。以下同じ。）から他の管理位置に移動し、若しくは当該他の管理位置を通過して動作したとき又は全挿入位置（管理位置のうち制御棒が最大

が最大限に挿入されることとなる管理位置をいう。以下同じ。）にある制御棒であって挿入若しくは引抜きの操作を現に行っていないもの（一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉に係るものを除く。）が全挿入位置を超えて更に挿入される方向に動作したとき。ただし、燃料が炉心に装荷されていないときを除く。

十七　前各号のほか、発電用原子炉施設に関し人の障害（放射線障害以外の障害であって入院治療を必要としないものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

（使用前検査の申請）

第十九条　使用前検査（法第六十四条の三第七項の検査のうち、発電用原子炉施設の使用の開始前に、当該発電用原子炉施設の工事（第二十六条第一項に規定する発電用原子炉施設であって溶接をするものの溶接を除く。）及び性能について行うものをいう。以下同じ。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　（略）

二　発電用原子炉施設の設置又は変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地

三　申請に係る発電用原子炉施設の概要

限に挿入されることとなる管理位置をいう。以下同じ。）にある制御棒であって挿入若しくは引抜きの操作を現に行っていないもの（一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉に係るものを除く。）が全挿入位置を超えて更に挿入される方向に動作したとき。ただし、燃料が炉心に装荷されていないときを除く。

十七　前各号のほか、原子炉施設に関し人の障害（放射線障害以外の障害であって入院治療を必要としないものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

（使用前検査の申請）

第十九条　使用前検査（法第六十四条の三第七項の検査のうち、原子炉施設の使用の開始前に、当該原子炉施設の工事（第二十六条第一項に規定する原子炉施設であって溶接をするものの溶接を除く。）及び性能について行うものをいう。以下同じ。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　（略）

二　原子炉施設の設置又は変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地

三　申請に係る原子炉施設の概要

四・五　（略）
六　申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期
2～4　（略）

（使用前検査の実施）
第二十条　（略）

工事の工程	検査事項
一　実施計画に定められた発電用原子炉施設については、構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時 二　実施計画に定められた発電用原子炉施設の設備の組立てが完了した時 三　実施計画に定められた発電用原子炉施設の工事の計画に係る工事が完了した時	実施計画に定められた発電用原子炉施設は、構造、機能又は性能を確認する検査のうち次に掲げるもの 一～六　（略） 発電用原子炉施設の運転に必要な機能又は性能を確認する検査 発電用原子炉施設の総合的な性能を確認する検査その他工事の完了を確認するために必要な検査

四・五　（略）
六　申請に係る原子炉施設の使用の開始の予定時期
2～4　（略）

（使用前検査の実施）
第二十条　（略）

工事の工程	検査事項
一　実施計画に定められた原子炉施設については、構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時 二　実施計画に定められた原子炉施設の設備の組立てが完了した時 三　実施計画に定められた原子炉施設の工事の計画に係る工事が完了した時	実施計画に定められた原子炉施設は、構造、機能又は性能を確認する検査のうち次に掲げるもの 一～六　（略） 原子炉施設の運転に必要な機能又は性能を確認する検査 原子炉施設の総合的な性能を確認する検査その他工事の完了を確認するために必要な検査

2　（略）

一　発電用原子炉施設を試験のために使用する場合であって、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。

二　発電用原子炉施設の一部が完成した場合であって、その完成した部分を使用しなければならない特別の理由がある場合（前号に掲げる場合を除く。）において、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。

三　発電用原子炉施設の設置の場所の状況又は工事の内容により、原子力規制委員会が支障がないと認めて使用前検査を受けないで使用することができる旨を指示した場合

（機構が行う使用前検査）

第二十一条　（略）

一・二　（略）

イ～ワ　（略）

カ　発電用原子炉施設の運転を管理するための制御装置

2　前項の規定にかかわらず、発電用原子炉施設の構造、材料その他の関係により原子力規制委員会が自ら使

2　（略）

一　原子炉施設を試験のために使用する場合であって、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。

二　原子炉施設の一部が完成した場合であって、その完成した部分を使用しなければならない特別の理由がある場合（前号に掲げる場合を除く。）において、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。

三　原子炉施設の設置の場所の状況又は工事の内容により、原子力規制委員会が支障がないと認めて使用前検査を受けないで使用することができる旨を指示した場合

（機構が行う使用前検査）

第二十一条　（略）

一・二　（略）

イ～ワ　（略）

カ　原子炉施設の運転を管理するための制御装置

2　前項の規定にかかわらず、原子炉施設の構造、材料その他の関係により原子力規制委員会が自ら使用前検

用前検査を行う必要があると認めた場合は、当該発電用原子炉施設に係る使用前検査は、原子力規制委員会が自ら行うものとする。

3・4　（略）

（試験使用の承認等の申請）

第二十五条　第二十条第二項第一号又は第二号の承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　（略）

二　使用しようとする発電用原子炉施設の設置又は変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地

三　使用しようとする発電用原子炉施設の概要

四　（略）

五　申請に係る発電用原子炉施設の使用開始の予定年月日及び使用期

六　（略）

2　（略）

（溶接検査を受ける発電用原子炉施設）

第二十六条　溶接検査（法第六十四条の三第七項の検査のうち、発電用原子炉施設の使用の開始前に、当該発電用原子炉施設の溶接について行うもの（溶接をした発電用原子炉施設であって輸入したものの当該溶接に

査を行う必要があると認めた場合は、当該原子炉施設に係る使用前検査は、原子力規制委員会が自ら行うものとする。

3・4　（略）

（試験使用の承認等の申請）

第二十五条　第二十条第二項第一号又は第二号の承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　（略）

二　使用しようとする原子炉施設の設置又は変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地

三　使用しようとする原子炉施設の概要

四　（略）

五　申請に係る原子炉施設の使用開始の予定年月日及び使用期間

六　（略）

2　（略）

（溶接検査を受ける原子炉施設）

第二十六条　溶接検査（法第六十四条の三第七項の検査のうち、原子炉施設の使用の開始前に、当該原子炉施設の溶接について行うもの（溶接をした原子炉施設であって輸入したものの当該溶接について行う検査を除

ついて行う検査を除く。）をいう。以下同じ。）を受ける発電用原子炉施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

一・二　（略）

三　実施計画に定められた発電用原子炉施設に属する容器又は管であって、非常時に安全装置として使用されるもの（前号に規定するものを除く。）

四　実施計画に定められた発電用原子炉施設に属する容器（第三号に規定するものを除く。）又はこれらの施設に属する外径六十一ミリメートル（最高使用圧力九十八キロパスカル未満の管にあっては、百ミリメートル）を超える管（前二号に規定するものを除く。）であって、その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル（その内包する放射性物質が液体中にある場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル）以上のもの

五　実施計画に定められた発電用原子炉施設に属する容器（第三号に規定するものを除く。）又はこれらの施設に属する外径百五十ミリメートル以上の管（第二号及び第三号に規定するものを除く。）であって、その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル（その内包する放射性物質が液体中にある場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル）未満のもののうち、次に定める圧力以上の圧力を加えられる部分（以下「耐圧部

く。）をいう。以下同じ。）を受ける原子炉施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

一・二　（略）

三　実施計画に定められた原子炉施設に属する容器又は管であって、非常時に安全装置として使用されるもの（前号に規定するものを除く。）

四　実施計画に定められた原子炉施設に属する容器（第三号に規定するものを除く。）又はこれらの施設に属する外径六十一ミリメートル（最高使用圧力九十八キロパスカル未満の管にあっては、百ミリメートル）を超える管（前二号に規定するものを除く。）であって、その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル（その内包する放射性物質が液体中にある場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル）以上のもの

五　実施計画に定められた原子炉施設に属する容器（第三号に規定するものを除く。）又はこれらの施設に属する外径百五十ミリメートル以上の管（第二号及び第三号に規定するものを除く。）であって、その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル（その内包する放射性物質が液体中にある場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル）未満のもののうち、次に定める圧力以上の圧力を加えられる部分（以下「耐圧部分」と

分」という。）について溶接をするもの

イ～ニ　（略）

六　非常用電源設備又は補機駆動用燃料設備（非常用電源設備に係るものを除く。）に属する容器のうち、耐圧部分について溶接をするもの

七　非常用電源設備、火災防護設備又は浸水防護施設に係る外径百五十ミリメートル以上の管のうち、耐圧部分について溶接をするもの

（溶接検査の実施）

第二十八条　（略）

一～四　（略）

2　（略）

一　（略）

二　次に掲げる設備を、あらかじめ、原子力規制委員会に届け出て発電用原子炉施設として使用する場合

イ　（略）

ロ　発電用原子炉施設（一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第二条第一号、第二号又は第四号に規定するガスを内包する液化ガス設備に係るものに限る。）であって、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五十六条の三の特定設備検査に合格し、又は同法第五十六条の六の十四第二項の規定若しくは第五十六条の六の二十二第二項において準用する第五

いう。）について溶接をするもの

イ～ニ　（略）

（新設）

（新設）

（溶接検査の実施）

第二十八条　（略）

一～四　（略）

2　（略）

一　（略）

二　次に掲げる設備を、あらかじめ、原子力規制委員会に届け出て原子炉施設として使用する場合

イ　（略）

ロ　原子炉施設（一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第二条第一号、第二号又は第四号に規定するガスを内包する液化ガス設備に係るものに限る。）であって、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五十六条の三の特定設備検査に合格し、又は同法第五十六条の六の十四第二項の規定若しくは第五十六条の六の二十二第二項において準用する第五十六条

十六条の六の十四第二項の規定による特定設備基準適合証の交付を受けたもの

三　（略）

（輸入溶接検査の申請）

第二十九条　輸入溶接検査（法第六十四条の三第七項の検査のうち、溶接をした発電用原子炉施設であって輸入したものの当該溶接について行うものをいう。以下同じ。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一～四　（略）

2～4　（略）

（機構が行う溶接検査又は輸入溶接検査）

第三十条　令第二条第一項の規定により原子力規制委員会が機構に行わせる検査に関する事務の一部（溶接検査又は輸入溶接検査に係るものに限る。次条第一項及び第二項並びに第三十二条第一項において同じ。）は、第二十七条又は第二十九条の申請を受けた発電用原子炉施設の検査であって、第二十六条に掲げるものとする。

2　前項の規定にかかわらず、発電用原子炉施設の構造、材料その他の関係により原子力規制委員会が自ら溶接検査又は輸入溶接検査を行う必要があると認めた場

の六の十四第二項の規定による特定設備基準適合証の交付を受けたもの

三　（略）

（輸入溶接検査の申請）

第二十九条　輸入溶接検査（法第六十四条の三第七項の検査のうち、溶接をした原子炉施設であって輸入したものの当該溶接について行うものをいう。以下同じ。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一～四　（略）

2～4　（略）

（機構が行う溶接検査又は輸入溶接検査）

第三十条　令第二条第一項の規定により原子力規制委員会が機構に行わせる検査に関する事務の一部（溶接検査又は輸入溶接検査に係るものに限る。次条第一項及び第二項並びに第三十二条第一項において同じ。）は、第二十七条又は第二十九条の申請を受けた原子炉施設の検査であって、第二十六条に掲げるものとする。

2　前項の規定にかかわらず、原子炉施設の構造、材料その他の関係により原子力規制委員会が自ら溶接検査又は輸入溶接検査を行う必要があると認めた場合は、

合は、当該発電用原子炉施設に係る溶接検査又は輸入溶接検査は、原子力規制委員会が自ら行うものとする。

3・4　（略）

（施設定期検査の申請）

第三十四条　施設定期検査（法第六十四条の三第七項の検査のうち、発電用原子炉施設の使用を開始した後、一年以内ごとに一回、定期に、当該発電用原子炉施設の性能について行うものをいう。以下同じ。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を希望する検査開始日の一月前までに原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　（略）

二　発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所の名称及び所在地

三　施設定期検査を受けようとする発電用原子炉施設の種類及び施設番号

四　（略）

2～4　（略）

（施設定期検査の実施）

第三十五条　施設定期検査は、発電用原子炉施設のうち実施計画で定めるものの性能について行うものとする。ただし、法第四十三条の三の三十二第二項の認可を

当該原子炉施設に係る溶接検査又は輸入溶接検査は、原子力規制委員会が自ら行うものとする。

3・4　（略）

（施設定期検査の申請）

第三十四条　施設定期検査（法第六十四条の三第七項の検査のうち、原子炉施設の使用を開始した後、一年以内ごとに一回、定期に、当該原子炉施設の性能について行うものをいう。以下同じ。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を希望する検査開始日の一月前までに原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　（略）

二　原子炉施設を設置した工場又は事業所の名称及び所在地

三　施設定期検査を受けようとする原子炉施設の種類及び施設番号

四　（略）

2～4　（略）

（施設定期検査の実施）

第三十五条　施設定期検査は、原子炉施設のうち実施計画で定めるものの性能について行うものとする。ただし、法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた原子

受けた発電用原子炉については、廃止措置対象施設に核燃料物質が存在する場合を除き、この限りでない。

2・3　（略）

4　（略）

一　（略）

二　発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所の名称及び所在地

三　施設定期検査を受けようとする発電用原子炉施設の種類

四～六　（略）

5　（略）

（機構が行う施設定期検査）

第三十六条　令第二条第一項の規定により原子力規制委員会が機構に行わせる検査に関する事務の一部（施設定期検査に係るものに限る。次条第一項及び第二項並びに第三十八条第一項において同じ。）は、第三十四条の申請を受けた発電用原子炉施設の検査であって、次の各号に掲げるものとする。

一～十三　（略）

十四　発電用原子炉施設の運転を管理するための制御装置

2　前項の規定にかかわらず、発電用原子炉施設の構造、材料その他の関係により原子力規制委員会が自ら施設定期検査を行う必要があると認めた場合は、当該発

炉については、廃止措置対象施設に核燃料物質が存在する場合を除き、この限りでない。

2・3　（略）

4　（略）

一　（略）

二　原子炉施設を設置した工場又は事業所の名称及び所在地

三　施設定期検査を受けようとする原子炉施設の種類

四～六　（略）

5　（略）

（機構が行う施設定期検査）

第三十六条　令第二条第一項の規定により原子力規制委員会が機構に行わせる検査に関する事務の一部（施設定期検査に係るものに限る。次条第一項及び第二項並びに第三十八条第一項において同じ。）は、第三十四条の申請を受けた原子炉施設の検査であって、次の各号に掲げるものとする。

一～十三　（略）

十四　原子炉施設の運転を管理するための制御装置

2　前項の規定にかかわらず、原子炉施設の構造、材料その他の関係により原子力規制委員会が自ら施設定期検査を行う必要があると認めた場合は、当該原子炉施

電用原子炉施設に係る施設定期検査は、原子力規制委員会が自ら行うものとする。

3・4　（略）

（保安検査）

第四十条　保安検査（法第六十四条の三第七項の検査のうち、保安のための措置の実施について行うものをいう。以下同じ。）は、毎年四回行うものとする。ただし、法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けた発電用原子炉施設に係る検査にあっては、廃止措置の実施状況に応じ、毎年四回以内行うものとする。

2　（略）

（検査事務を実施する者）

第四十三条　機構が行う令第二条第一項に規定する検査に関する事務の一部を実施する者は、機構の職員であって、次の各号の法第六十六条の主務省令で定める資格のいずれかに該当し、かつ、機構の理事長が選任した者とする。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）において、理学若しくは工学に関する学科を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者であって、原子力施設（製錬施設を除く。）の保安その他の保安に関する行政事務に通算して二年以上従事した経

設に係る施設定期検査は、原子力規制委員会が自ら行うものとする。

3・4　（略）

（保安検査）

第四十条　保安検査（法第六十四条の三第七項の検査のうち、保安のための措置の実施について行うものをいう。以下同じ。）は、毎年四回行うものとする。ただし、法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた原子炉施設に係る検査にあっては、廃止措置の実施状況に応じ、毎年四回以内行うものとする。

2　（略）

（検査事務を実施する者）

第四十三条　機構が行う令第二条第一項に規定する検査に関する事務の一部を実施する者は、機構の職員であって、次の各号の法第六十六条の主務省令で定める資格のいずれかに該当し、かつ、機構の理事長が選任した者とする。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）において、理学若しくは工学に関する学科を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者であって、加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設及

験又は原子力施設に係る設計、建築、補修、検査、品質保証若しくは運転に関する事務に三年以上従事した経験を有し、かつ、原子力規制委員会が定める研修を修了したもの 二～四　（略） 五　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第百四条第二項及び第三項の電気工作物検査官の職にあった者又は旧電気工作物検査員（原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う経済産業省令・原子力規制委員会規則の整理等に関する命令第三条の規定による廃止前の電気事業法の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の検査等の実施に関する省令（平成十五年経済産業省令第百十一号）第二条に規定する電気工作物検査員をいう。）の経験を有する者であって、原子力規制委員会が定める研修を修了したもの 六　（略）	別記様式（裏面） 第64条の3　（略） 2～6　（略）
び使用施設等（以下「原子力施設」という。）の保安その他の保安に関する行政事務（以下「保安行政事務」という。）に通算して二年以上従事した経験又は原子力施設に係る設計、建築、補修、検査、品質保証若しくは運転に関する事務（以下「保安事務」という。）に三年以上従事した経験を有し、かつ、原子力規制委員会が定める研修を修了したもの 二～四　（略） 五　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第百四条第二項及び第三項の電気工作物検査官の職にあった者又は電気工作物検査員（電気事業法の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の検査等の実施に関する省令（平成十五年経済産業省令第百十一号）第三条に規定する者をいう。）の経験を有する者であって、原子力規制委員会が定める研修を修了したもの 六　（略）	別記様式（裏面） 第64条の3　（略） 2～6　（略）

7　特定原子力事業者等は、特定原子力施設の保安又は特定核燃料物質の防護のための措置が実施計画に従って行われているかどうかについて、実施計画の定めるところにより、原子力規制委員会が行う検査を受けなければならない。	7　特定原子力事業者等は、特定原子力施設の保安又は特定核燃料物質の防護のための措置が実施計画に従って行われているかどうかについて、実施計画の定めるところにより、原子力規制委員会が行う検査を受けなければならない。
8　第 12 条第６項から第８項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第６項中「前項」とあるのは「第 64 条の３第７項」と、「原子力規制委員会規則で定めるもの」とあるのは「原子力規制委員会が定めるもの」と読み替えるものとする。	8　第 12 条第６項から第８項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第６項中「前項」とあるのは「第 64 条の３第７項」と、「原子力規制委員会規則で定めるもの」とあるのは「原子力規制委員会が定めるもの」と読み替えるものとする。
第 78 条　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。	第 78 条　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
四　第 12 条第６項（第 22 条第６項、第 37 条第６項、第 43 条の３の 24 第６項、第 43 条の 20 第６項、第 50 条第６項、第 51 条の 18 第６項、第 56 条の３第６項又は第 64 条の３第８項において準用する場合を含む。）の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者	四　第 12 条第６項（第 22 条第６項、第 37 条第６項、第 43 条の 20 第６項、第 50 条第６項、第 51 条の 18 第６項、第 56 条の３第６項又は第 64 条の３第８項において準用する場合を含む。）の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
二十七の二　第 64 条の３第１項の規定に違反して実施計画を提出しなかった者	二十七の二　第 64 条の３第１項の規定に違反して実施計画を提出しなかった者
二十七の三　第 64 条の３第４項の規定による命令	二十七の三　第 64 条の３第４項の規定による命令

に違反した者 二十七の四　第 64 条の３第６項の規定による命令に違反した者	に違反した者 二十七の四　第 64 条の３第６項の規定による命令に違反した者